

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.22

新潟県

補助金等

支援の名称

耐震すまいづくり支援事業（耐震改修補助事業）

制度の
趣旨・背景

地震による建物倒壊等の被害を防ぐため、昭和 56 年 5 月以前に建築された耐震性の低い住宅の耐震改修等を支援する市町村に対して補助します。

制度の
内容

- 交付対象（市町村が国のパッケージ支援を活用する場合）
補強設計及び耐震改修工事に要する費用
- 補助額
100 万円～150 万円（市町村が定める額）
- 負担割合
市町村 2 / 3、県 1 / 3（限度額 40 万円）

【例】補強工事費 300 万円
市町村の補助が工事費の 4 / 5 かつ 120 万円の場合

市町村	県	所有者(自己負担額)	
80万	40万	180万円	



※市町村・県とも 1 / 2 は国交付金を活用。

対象と
なる方

- 下記対象住宅の所有者（市町村の補助制度を通じて支援します。）
- ・昭和 56 年 5 月以前に建築された木造戸建て住宅
- ・耐震診断により耐震性がないと判断されたもの

問い合わせ
先など

- 所管
新潟県 土木部 都市局 建築住宅課
TEL： 025-280-5461
E-mail： ngt160030@pref.niigata.lg.jp
- 関連 URL
・耐震すまいづくり支援事業について
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/jutaku/1356787010851.html>